

解雇等された外国人の方への就労継続支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生などの外国人労働者の方々が、再就職し、就労が継続できるよう、当面の間の特例措置として、**最大1年間の「特定活動（就労可）」の在留資格を許可**することとしています。

対象者

以下の方々と、**転職・就職先と雇用契約（注）を結ばれた方**

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者
(在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等)
- 採用内定を取り消された留学生 など

(注) 特定産業分野に限られます。



申請手続

外国人の方の住居地を管轄する地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

上記の対象となる方のうち、**転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。**



お問い合わせは最寄りの地方出入国在留管理局・出張所まで

連絡先一覧 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



マッチング支援の流れ

STEP 1

氏名、連絡先、希望する分野（特定産業分野）などの必要事項を「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載し、提出してください（注）。

(注) 「特定技能」の場合は地方出入国在留管理局に、その他の在留資格の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

「個人情報の取扱いに関する同意書」→



STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じ職業紹介機関に提供

STEP 3

職業紹介機関による転職・就職先企業とのマッチングの実施

STEP 4

転職・就職先企業との雇用契約の締結

STEP 5

地方出入国在留管理局・出張所に「特定活動（就労可）」への在留資格変更の申請、許可





会社で働けなくなった外国人の方に

新型コロナウイルスのために、仕事ができなくなった技能実習生など外国人の方が、引き続き日本で仕事ができるよう、しばらくの間、特別に、**最大1年間、働くことができる「特定活動」の在留資格を認める**こととしています。

在留資格をもらえる方

次の方で、別の会社と契約（注）した方

- 会社をやめると言われるなど、研修ができなくなった技能実習生
- 会社をやめると言われるなど、仕事ができなくなった外国人労働者
（例：在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など）
- 採用が取り消された留学生 など

（注）特定技能の分野だけです。



手続の方法

近くの地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

会社をやめると言われた方で、別の会社を見つけることが難しい場合は、国のサポートで、会社とのマッチングを受けることができます。



お問い合わせは近くの地方出入国在留管理局・出張所まで

連絡先 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



マッチング支援の流れ

STEP 1

名前、連絡先、希望する分野（特定技能の分野）など必要な情報を「個人情報の取扱いに関する同意書」に書いて、提出してください（注）。

（注）「特定技能」の在留資格の方は地方出入国在留管理局に、「それ以外の在留資格」の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じて、仕事を紹介する機関に提供

STEP 3

仕事を紹介する機関が、あなたと新しい会社をマッチング

STEP 4

新しい会社と契約

STEP 5

「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を地方出入国在留管理局・出張所に申請、許可



新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
 - 在留期間 最大 1年
 - 令和2年4月20日から実施
- 要件
 - ・ 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - ・ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
 - ・ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - ・ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - ・ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

雇用維持支援のイメージ

